

岐阜県教職員組合

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和4年11月17日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 教職員課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合委員長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和4年11月17日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
1 労働条件の改善について		
(1)	国からの通知にある通り、会計年度任用職員の報酬を、給与改定とともに改定すること。	報酬額については、業務内容の性質等を勘案して定めております。 知事部局の動向も踏まえながら、検討してまいります。
(2)	勤務時間の記録に、持ち帰り仕事の時間数を入力できるようにすることで、より教員の働き方改革がすすむようにすること。	勤務時間の記録に、持ち帰り仕事の時間数を出退勤管理システムに入力できるようにすることは、システムの改修を伴うため困難です。
(3)	教員の持ち時間の削減をはかること。 また、再任用パート（短時間勤務）の教員の持ち時間数の上限（目安）を決めること。	短時間勤務の教員も含め、授業持ち時間数の増加による、教職員の過重な負担とならないよう、各学校の実態等に応じた教職員を適切に配当してまいります。
(4)	勤務時間の記録の主旨や目的を管理職から教職員に説明させること。	出退勤管理システムへの正確な入力・記録は、退勤時刻（定時制課程を除く学校において、午後7時）を過ぎて勤務する場合には、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することと合わせて、検証分析による業務改善につながるものと考えています。 教職員にこれらの意義について説明するよう、管理職に対して、校長会議等の機会を利用して引き続き周知してまいります。
(5)	正確な出退勤時刻の記録がおこなわれるように、管理職に対して、職員への不適切な指導・指示をやめるように指示・指導すること。	校長会議等の機会を利用して正確な報告をするよう引き続き周知してまいります。
(6)	勤務時間前や後、休憩時間や学校休業日に授業や補習などはおこなわないこと。 おこなう場合でも、兼職兼業を強制せず、その時間を加算して「勤務時間の上限」となるようにすること。	これらの業務が、PTA等の外部団体の依頼を受けて行う業務である場合には、校務としての性質を有さないものであるため、在校等時間を含めるものではないと考えております。
(7)	新年度の準備が間に合わないことから、通信制高校の入試日程を早くすること。	通信制の課程は学びのセーフティーネットとしての側面をもっていることから、現在、通信制の課程の選抜を第二次選抜の合格発表後に行っています。 今後も、新型コロナウイルス感染症の動向等も考慮しながら、日程を調整してまいります。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和4年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(8) 「観点別評価」導入にともなう負担を減らすように促すこと。	「観点別評価」の評価方法については、負担軽減と客観的な評価の実施が両立できるよう、授業力向上推進プロジェクトなどの学力向上推進事業において研究しており、その成果を速やかにお伝えできるようにしてまいります。
(9) 教員業務支援員に依頼する業務内容を柔軟にし、会計業務など本来教員の業務とは言えない業務を依頼するように各学校に指示すること。	教職員の業務軽減や改善につながるよう、引き続き周知してまいります。
(10) 指導要録や進路に関わる文書（中学校から高校に提出する文書）の簡易化をはかること。	指導要録等の提出については、学校教育法施行規則に基づいて実施しております。また、その記載事項については文部科学省で示された内容になっております。 また、今年度、高等学校入学者選抜の出願校に提出する調査書の記述内容を簡素化しました。また、今年度から実施する調査書のデジタル送信により、提出方法等についても簡易化が図られると考えております。
(11) 高校見学会、体験入学、入試などに関わる中学校側の業務が軽減されるようにすること。 特に高校見学会については、直接生徒または保護者が各高校に申込み、中学校が参加生徒の把握・申込み、引率等に関わらない方法にすること。	各高等学校が実施しております高校見学会、体験入学につきまして、一部の地区ではMicrosoft Formsを活用して、直接中学生や保護者が申込みを行っていると聞いております。 今後、このような事例を各学校に助言して参ります。 また、高等学校入学者選抜のDX化を進めており、各学校の入試業務の削減に努めてまいります。
(12) 1年単位の変形労働時間制を導入しないこと。	1年単位の変形労働時間制については、今後、改めて個々の教職員の意向を調査し、その結果や意見、導入済みの道県での本制度の活用状況などを詳しく分析し、導入するか否かについて、県教育委員会としての考え方を整理してまいります。
2 ハラスメントについて	
(13) 教員の自死などの重大な事態の発生時には、遺族にその理由が説明できるよう、ただちに調査をおこなうとともに、ログイン記録を含むパソコンデータ、メール記録、勤務実態などの証拠保全をはかること。 また、遺族や関係職員その他への聞き取りなどをおこなうこと。調査には教員関係者以外があたること。	教職員が自死した場合には、できる限りパソコン自体を保存するとともに、メールの記録、出退勤管理システム（勤次郎）のデータを保全するようにしています。 また、一般的には、自死した教職員の遺族がどのような調査を求めているか等の意向を汲み取りつつ、学校や県教育委員会事務局で丁寧に調査を実施し、その結果を教育長をトップとする「教職員人事管理対策会議」（事務局：教育管理課）で協議します。 さらに、平成30年度に外部の有識者で構成する「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」も設置しており、個別の事案に応じて対応してまいります。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和4年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(14) 「郡上特支での事案」を受けての研修について、検証と改善をおこなうこと。特に、ハラスメントをおこなわないだけでなく、見逃さない、適切な対応をおこなうなど管理職の責務を明確化すること。	「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」（平成29年12月26日制定 令和4年1月1日改正）において、監督者の責務として、「ハラスメント等の原因や背景となる要因を解消し、良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメント等の防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない」としています。 本指針に基づき、引き続き対応してまいります。
(15) ハラスメントを防止するような方策を各学校で策定するように指示するとともに、一般教職員が相談しやすい関係を作り上げるように管理職に対して指導すること。	前述の指針に基づき、管理職に対して、校長会議等の機会を捉えて引き続き指導してまいります。
(16) 管理職対象の研修では、教職員に対する指導・アドバイスの仕方等について、以下のような具体的な指示をおこなうこと。 ①教職員の話聞くことなく、保護者等の言い分を優先して教職員に謝罪させない。 ②事実関係を確認しないまま、教育委員会に報告しない。 ③大勢の前での指導や、相談に対して冷たい口調で対応などをおこなわない。 ④教職員の権利について、研修をおこなう。	管理職対象の研修としては、新任校長研修、新任副校長研修、新任教頭研修及び管理職アラカルト研修を実施しており、教職員に対する指導・助言の仕方等に関する内容も位置付けております。 今後も、教職員に対する指導・助言の仕方等について、より多様な方法で伝えていけるよう配慮してまいります。
3 教員配置や異動について	
(17) 年度途中で疾病や事故・不祥事等の理由で、急に教職員が減員となった場合には、その学校の教職員に大きな負担がかかります。その際のサポートについて管理職がしっかり考慮するように指導すること。また、適切な人員の補充をおこなうこと。	児童生徒に対する教育活動や教職員の勤務に支障を来さないよう、教職員の確保に努めてまいります。
(18) 教員不足を招くことから、学校現場・教育委員会以外に配置・派遣している教員を引き上げること。	教職員の人事配置については、適材適所等の観点から引き続き検討してまいります。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和4年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(19) 管理職に登用する場合は、内示前に本人の意思を必ず確認すること。	教職員の人事配置については、本人の意向等を踏まえながら総合的に判断して進めてまいります。
4 予算確保・経費負担について	
(20) 授業をおこなう上で必要な資格を取得する場合は、取得に必要な経費（受講料、交通費、資格取得受験料など）を公費で負担すること。	学科や教科の特性において、また生徒の資格取得等に向けて、教育課程上及び安全教育上、指導者として必要である資格とその取得の状況について、実態把握とその妥当性の検討に努めます。
(21) 教員の志願者数を増やし、優秀な人材を確保するため、奨学金返済を援助する制度の創設をすること。	教員採用選考試験における志願者増や優秀な人材確保のための方策の一つとして検討してまいります。
5 定年延長について	
(22) ①定年延長に関する制度設計を行う際には、事前に組合に原案を提示して意見をきくこと。	定年延長の制度設計にあたっては、関係団体から意見を丁寧にお聴きして進めてまいります。
②定年前短時間勤務を希望する者が確実に任用されるような制度とするとともに、多様な働き方ができるような制度をつくること。 また、短時間勤務からフルタイム勤務に戻る制度とすること。	知事部局の動向も踏まえながら、60歳以上の教職員の方々が引き続き活躍していただけるよう検討してまいります。
③60歳後も校長として勤務する「特定管理監督職」について、選任の基準を策定するとともに、「働き方改革」の実行に反したり、パワハラをおこなうなどの問題がある校長を任用しないこと。	「特定管理監督職」については、他自治体の動向等も踏まえながら検討してまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和4年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
④心身の不安を覚えることが多いことから、60歳超の教職員に過重な業務がかからないように各学校を指導すること。	教職員の業務分担については、本人の状況等を踏まえて適切に進めてまいります。
⑤早期勤奨退職制度の対象年齢上限を、定年延長にあわせて引き上げること。	知事部局の動向も踏まえながら検討してまいります。
⑥定年延長にともなう退職金の計算方法を教職員に明示すること。	地方公務員法の改正により「情報提供・意思確認制度」が設けられ、当分の間、59歳に達する職員に対し、60歳に達する日以降に適用される任用、給与、退職手当の「制度」に関する情報を提供することが「義務付け」られるとともに、61歳に達する年度以降の勤務の意思を確認するよう「努める」こととされていることもあり、必要な情報提供に努めてまいります。
⑦定年延長開始後の新規採用について、年によって採用数を大きく変化させないこと。 退職者が少ない年度に余剰の採用をすることで、働き方改革につなげること。	採用数については、児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえた採用計画に基づき決定してまいります。
⑧現行の再任用の給与は、定年退職後に引き下げられるため、担っている職務に見合っているとは言えません。 特に一時金が退職時の5割とされていることは、モチベーションを大きく下げる理由となっています。 暫定再任用の給与を引き上げ、60歳超の教職員は同じ給与とすること。	県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはありませんので、ご理解いただきたいと思っております。
6 その他	
(23) 不祥事に関する記者会見（情報提供）の際には、処罰の対象でない個人の情報は提供しないこと。	<p>不祥事案の公表の際に、当事者及び関係者の氏名、属性等の個人情報明らかになれば、当該個人の名誉や信用を低下させる場合がありますと認識しています。</p> <p>一方で、不祥事案を公表して県教育委員会としての説明責任を果たすことも重要であると考えています。</p> <p>不祥事案に関する会見において、当事者や関係者に関する属性を含めて事案の説明を行う必要がある場合は、当該個人の権利利益を侵害しない範囲で一定程度の情報を発表等することになります。</p> <p>今後も不祥事案に関する会見における事案の当事者及び関係者に関する情報については、説明責任と個人の権利利益の侵害等を比較衡量しながら、適切に対応してまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和4年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(24) 衛生委員会を必ず実施するとともに、「長時間勤務解消」「ハラスメント防止などメンタルヘルス向上の方法」や、「職場環境改善」について協議し、その結果を全教職員に周知するよう各学校に指示すること。	各学校においては、安全衛生委員会（所属委員会）を毎月1回以上開催し、報告するよう周知徹底を図っております。 審議事例については、過重労働対策、メンタルヘルス対策なども含め、結果についても全教職員に周知するよう通知し、職場巡回健康相談においても確認しております。
(25) 育児休業の改正にともなう教職員の新たな休暇制度などを周知するとともに、それが活用されるように働きかけをおこなうこと。	「岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則」等の一部改正に伴い、より一層の子育てしやすい職場環境となるよう、制度改正の内容等について、様々な機会をとらえて周知してまいります。
(26) 旧統一教会及びその関連団体が関わる講演会等を県教委として後援しないこと。 講師として招くなどの学校行事をおこなわないように各学校に指示すること。 また、旧統一教会及びその関連団体が関わる図書を購入しないこと。送付されてきた場合は、生徒の目に触れないように処理するように各学校に指示すること。	岐阜県教育委員会が後援する事業については、「特定の政党または特定の宗教・宗派を支持・支援するものではないもの」との基準が定められており、これに沿って判断をしています。 10月下旬の新聞各紙の報道のとおり、県立学校においては、過去3年半の間に、教団や関連団体の関係者を講師に招いたり、関連書籍などを購入・受贈したりした事例はなく、また、教団の関連団体の月刊誌が一方的に送付された場合についても、生徒が閲覧可能な状態になっておらず学校の判断で廃棄するなど、各校において適切に対応がなされています。 今後の対応については、憲法で保障された信教の自由等に配慮する必要もあることから、県の知事部局や国の動向を注視しながら、慎重に検討してまいります。
(27) 教員免許更新制度の廃止に伴って開始される「新たな教師の学びの姿」の研修について、別に交渉を持つこと。	教員免許更新制の発展的解消に伴う法改正等により、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、各教員等が資質向上のため主体的に学び続けることができるよう、個別最適な学びの提供や協働的な学びの機会確保、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の仕組みの整備等が求められています。 県総合教育センターとしては、こうした国の動きを踏まえつつも、関係機関の意見を考慮し、各教員等にとって負担にならないよう配慮しながら、慎重に整備を進めてまいります。
(28) 今後の教員採用試験のあり方について、組合と意見交流をおこなう機会を持つこと。	教員採用選考試験の改善等について、関係団体等からの意見を踏まえて検討してまいります。